

プライバシーと人権

菅野 耕毅

目次

- 一 序 文
- 二 プライバシー権の生成と展開
- 三 プライバシーの権利性と権利保護
- 四 プライバシー権侵害の主要判例
- 五 最近の人権立法の概要

一 序 文

表現の自由や言論の自由が、民主主義の基礎を成し、これを成り立たしめるために、きわめて重要なものであることは、大方の認めるところである⁽¹⁾。これら表現の自由、言論の自由、報道の自由等は、現代においては、情報の受け手としての国民の「知る権利」とも対応するものとして、その機能を發揮し、多様で膨大な情報が広く社会の隅々まで提供されるようになっていく。

しかし、一方において、こうした表現や報道の自由の極まるどころ、他人に知られたくない個人的情報まで報道されてしまうという危険もまた増大することになる。換言すれば、名誉毀損やプライバシーの侵害の危険が増しているということである。

そのほかにも、プライバシーに属する個人情報、本人の承諾なしに私企業の営業活動の資料として利用されたり、覗き趣味の人々の餌食にされたりすることも少なくない。

こうした状況を憂慮して、プライバシーの法的保護の必要が叫ばれ、さまざまな議論が展開されている。また、プライバシー侵害の回復や救済を求めて裁判で争われるケースも増えている。

本稿においては、プライバシーをめぐる法的問題、すなわちプライバシー概念の生成と展開、プライバシーの権利性、その侵害事例などについて考察してみたい。そのほかにも、人権に関する最近の立法の動向についてもふれることにしたい。

(1) 伊藤正己『現代社会と言論の自由』(有信堂、昭和四九年)三二頁、最判昭和四四年一〇月一五日の田中意見(刑集二三卷一〇号一二三九頁)など。

二 プライバシー権の生成と展開

(一) アメリカにおけるプライバシー権の生成

(1) 私生活個人情報を公開されない権利

プライバシー(privacy)というのは、アメリカのウォーレンとブランドイスの一八九〇年の論文⁽²⁾により初めて提唱された概念である。その内容は、「一人で放っておいてもらう権利(right to be let alone)」と解されていた。当時、イエロウ・ジャーナリズム(yellow journalism)が横行して私生活が暴露される事態が続発したことから、プライバシーの法的保護が叫ばれるようになった。プライバシーの法的保護は、当初「名誉毀損」の構成によっていたが、後に「プライバシー権(right of privacy)」による保護へと発展した。プライバシー権は、ここでは「私生活個人情報を公開されない権利」と解されていた。

一九三一年のカリフォルニア州最高裁判決(Melvin v. Reid)を始め、アメリカ各州の裁判所がプライバシー侵害に対する損害賠償請求を肯定し、学説もこれを承認するに至った。

(2) 自己の情報をコントロールする権利

その後、一九六〇年代になると、コンピュータの発達および普及にともない、個人情報が行政や民間調査機

関に大量に蓄積されるようになり、その個人情報保護が必要となってきたことから、プライバシー権をより積極的に「自己の情報をコントロールする権利」と解する考え方が有力となってきた。一九六〇年代後半には、アメリカ連邦最高裁判所⁽³⁾も、プライバシー権を「憲法上の権利」と認め、内容的には「個人が自己の私生活の一定領域について自ら決定できる権利」(宗教活動の自由、墮胎の自由、髪型・服装の自由など)をも含むといった見解を示すに至った。やがて、一九七四年にはプライバシー法(Privacy Act)が制定され、これにより、(a)自己に関する情報がどの記録にあり、どのように使用されているかを知る方法、(b)自己に関する情報が承諾なしに他の目的に使用され、提供されることを阻止する方法、(c)自己に関する情報の記録を訂正または修正する方法、などが保障されることになったのである⁽⁴⁾。

(二) 世界人権宣言のプライバシー権の規定

国際連合第三回総会(一九四八年十二月一日)は、第二次世界大戦における人権蹂躪の反省の上に、人権および基本的自由の普遍的な尊重を目的として、世界人権宣言(「人権に関する世界宣言」(Universal Declaration of Human Rights))を公布した。この宣言は、条約ではないので法的に各国を拘束するものではないけれども、その後の国際人権規約をはじめとする人権関係の諸条約の母体となり、また世界各国の憲法に取り入れられるなど、人権の保障に関する普遍的理念を示すことにより大きな役割を果たすことになる。この宣言の中に、つぎのように、プライバシーに対する法の保護を宣言する規定も設けられた。

第一二条 何人も、自己の私事、家族、家庭もしくは通信に対して、ほしいまま干渉され、または名誉および信

用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉または攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。(No one shall be subjected to arbitrary interference with his privacy, family, home or correspondence, nor to attacks upon his honour and reputation. Everyone has the right to the protection of the law against such interference or attacks.)

(三) わが国におけるプライバシー権の展開

わが国におけるプライバシー権をめぐる学説、判例および立法の展開過程は、おおよそつぎのとおりである。

(1) 学説

まず、昭和三八年（一九六三年）に、伊藤正己教授が『プライバシーの権利』⁽⁵⁾を著して、アメリカのプライバシー権をめぐる議論を解説するとともに、わが国にもこうした権利を認めるべきことを論じた。

(2) 判例

一方、判例の動向をみると、昭和三九年（一九六四年）に出された、小説『宴のあと』事件判決（判例〔4〕）が注目される。この裁判では、「元外務大臣（有田八郎）が都知事選に落選、妻離婚……」などに関して、三島由紀夫がこれを小説化して、その夫婦喧嘩や妻の肉体に関する描写などがプライバシーの侵害とならないかが争われた。判決は「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」として、プライバシーの権利性を認め、その侵害を不法行為と認めた。ただし、成文法上の明文規定がないためもあり、最高裁はまだこれを法概念として認めてはいない（伊藤正己判事の補足意見のみはこれを認めたが）。

(3) コンピューターによる個人情報管理

昭和四〇年代後半（一九七〇年代）になると、コンピューターによる個人情報の管理が問題化してきた。

(4) 自己情報コントロール権

そして、昭和五〇年代後半には、自己情報コントロール権としてのプライバシー権が問題となる。すなわち、昭和五九年（一九八四年）に、在日台湾人身上調査票訂正事件判決（判例〔12〕）を契機に、自己情報コントロール権としてのプライバシー権をめぐって議論されるに至った。

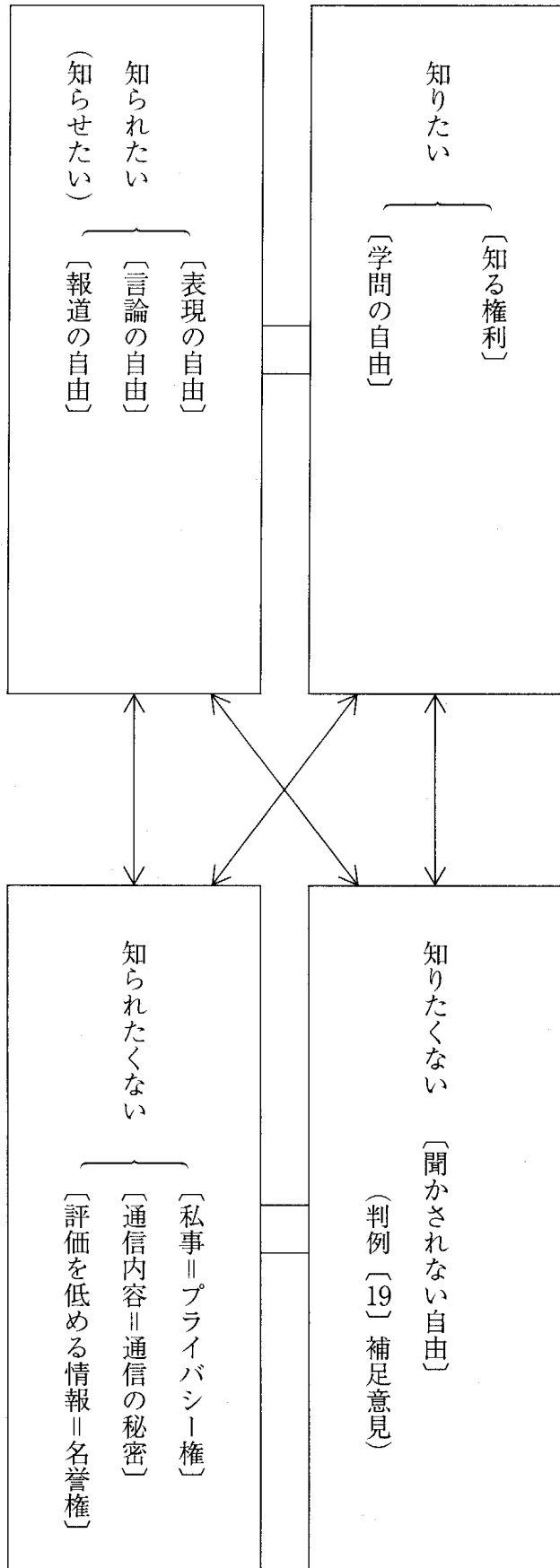
(5) 行政機関個人情報保護法

また、昭和六三年（一九八八年）には、「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（以下「行政機関個人情報保護法」と略称）が制定された。ここでは、行政機関は、個人情報の電子計算機処理の業務や保管を行うにつき、個人情報の漏示・滅失・毀損の防止など「安全確保の措置」を講じなければならぬ旨が定められている（行政機関個人情報保護五条）。また、何人も自己を処理情報の本人とする処理情報（学籍簿・診療録・刑事事件記録などは除く）につきその「開示」を求めることができる（同一三条）し、誤りがあればその「訂正」を求めることができる（同一七条）ものとされた。

(6) 心の静穏を乱されない自由

さらには、電車内等において「聴きたくないものを無理矢理に聴かされない自由」とか「見たくないものを見ない自由」などが一方的に侵害される場合もプライバシーの侵害に当たるとされるに至った。小田急事件判決（最判昭和六三年一月五日判例集未掲載）では「鉄道車内及びプラットホームにおける商業宣伝放送を違法ということできない」とし、大阪地下鉄事件判決（判例〔19〕）では「大阪市営高速鉄道（地下鉄）の列車内に

おける商業宣伝放送を違法ということとはできない」としてこれを否定したが、判例〔19〕の補足意見（伊藤正己裁判官）は「原判決の説示によれば、人は、日常生活において見たくないものを見ず、聞きたくないものを聞かない自由を本来有しているとされる。私は、個人が他者から自己の欲しない刺激によって心の静穏を乱されない利益を有しており、これを広い意味でのプライバシーと呼ぶことができると考えており、聞きたくない音を聞かされることは、このような心の静穏を侵害することになると考えている。……現代社会においてそれを法的な利益とみることを妨げない」と論じて注目された。



(7) プライバシー権と表現・学問の自由との関係

このような、知られたくない自己の情報や自己の人格的評価を低める情報を知られない利益（狭義のプライバシー権）と、日常生活において見たくないものを見ず、聞きたくないものを聞かない利益（広義のプライバシー権）とを、表現の自由や学問の自由との関係において図解してみると、右図のように示すことができるであろう。

- (2) Warren and Brandeis, *The Right to Privacy*, 4 Harv. L. Rev. 193(1890). 外間寛訳「プライバシーの権利」法律時報三一巻六号・七号。これは、戒能通孝||伊藤正己編『プライバシー研究』（日本評論社、昭和三七年）にも所収。

(3) 橋本公巨編『アメリカ憲法の現代的展開』（東京大学出版会、昭和五三年）三頁以下。

(4) 堀部政男『現代のプライバシー』（岩波書店、昭和五五年）五五頁以下。

(5) 伊藤正己『プライバシーの権利』（岩波書店、昭和三八年）。

三 プライバシーの権利性と権利保護

(一) プライバシー権の基礎

プライバシー権の基礎をどこに求めるかについては議論がある。アメリカでは⑥かつて、(a)財産権的基礎付け（たとえば、肖像が物質的利益を伴う財産権であるとして人の写真を広告に利用する行為を財産権侵害とする）、

(b) 黙示の契約の理論による基礎付け（たとえば、学生は自分のためにノートをとる権利はあるが、これを利益を得て公刊するのは講師と学生の黙示の契約に違反すると解する）、(c) 名誉毀損の法理による基礎付け（その近似性に着眼して名誉毀損法を援用してプライバシー侵害を処理する）、(d) 立法による権利の確立（理論的な基礎付けを放棄し実定法規を作ることによって権利を創設する）などの試みがなされたが、包括的内容をもつプライバシー権を基礎付けるには不適切であった。

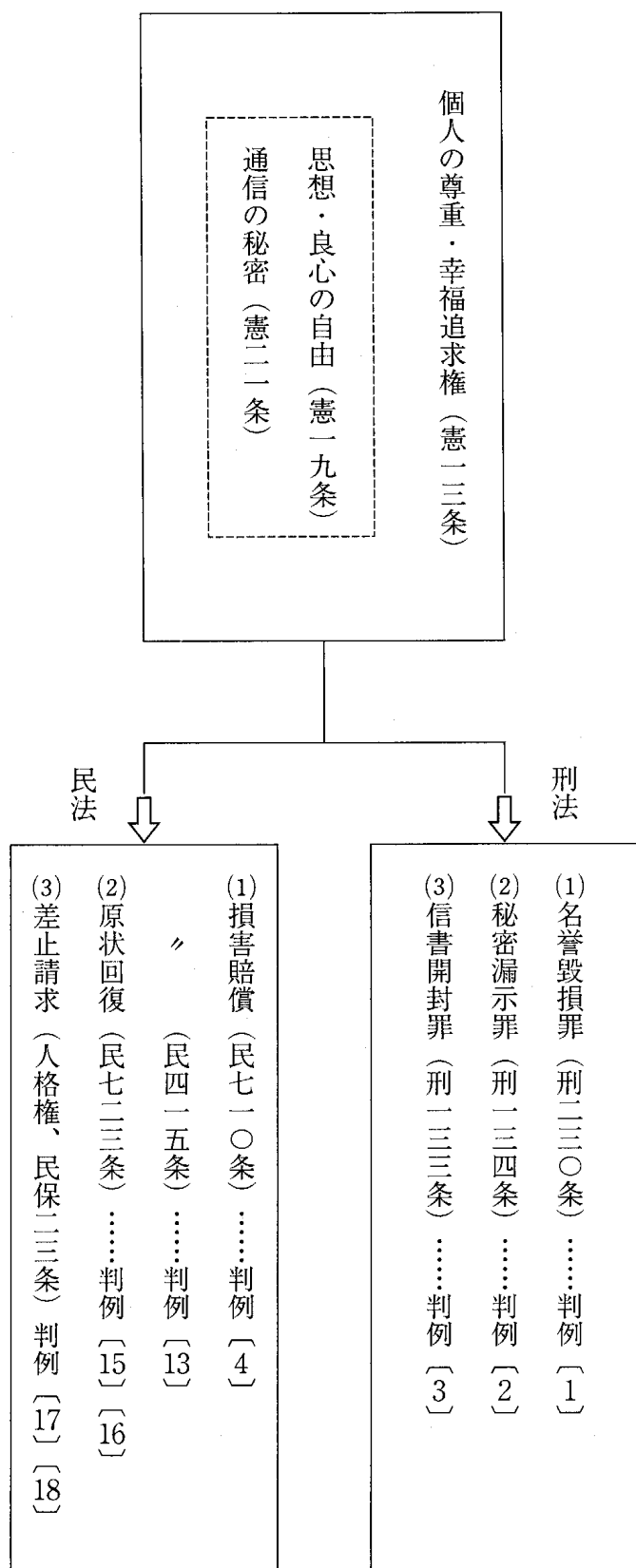
そこで、既存の法理の類推や擬制によらず、また立法部の介入にもよらない基礎付けとして、つぎの三つの方法が考えられた。その第一は、(e) 自然法による基礎付けで、自然法の認める権利が裁判機能を通して実定法に持ち込まれるという考え方である。社会契約において一定の権限が社会に委譲されたけれども、なお譲るべからざる固有権があり、プライバシー権はそれに含まれるとするのである。第二は、(f) 憲法的基礎付けで、これは結局は自然権的なものではあるが、実定憲法の条項に基礎を求めることにより自然法の観念性を免れる利点があるとみられる。プライバシーの権利は「自由と幸福を追求する権利」の一部であると解するのである。第三は、コモン・ローによる基礎付けである。先例主義をとりつつも自己発展性をもつコモン・ローは、変化する社会状態の必要に適應する能力を有するので、プライバシー侵害の救済を基礎付ける原動力も内包しているという考え方である。自然権や憲法条項の助けを借りず、ましてや財産権や名誉毀損のような擬制をせずに、裁判過程を通して直截に独立のプライバシー権を認め、その侵害に対する救済をはかればよいとするのである。

さて、わが国においても、実定法上、プライバシー権の基礎をどこに求めるかについては議論があるが、アメリカにおける、(f) 憲法的基礎付け説にならない、プライバシー権の基礎を「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由および幸福追求に対する国民の権利については《中略》最大の尊重を必要とする」と定める憲法一三条に

求める考え方が通説的見解である。

(二) プライバシー権の位置づけ

右のように、プライバシー権の基礎を憲法一三条の幸福追求権に求めたとしても、それだけで、プライバシー権が侵害された場合に法的救済が可能となるわけではない。侵害者に対して法的な制裁をする根拠規定をどこに求めるか、被侵害者に対して損害賠償・原状回復・差止請求などの法的な救済を行うための根拠規定をどこに求めるかが問題となる。



わが国においては、法律上は、プライバシー権について明文文化した規定は存しないが、右図のような法律の諸規定によつて、プライバシー権を保護することができると解することができよう。すなわち、プライバシー権が侵害された場合には、これらの刑法諸規定により侵害者に対する法的な制裁を行い、民法諸規定により被侵害者に対する法的な救済を行うことができると解するのである。

(三) プライバシー権の保護

(1) 刑法等によるプライバシーの保護

(a) 名誉毀損罪の規定

名誉・プライバシーはいわゆる人格権に包摂される法益であるが、とくに名誉は、古くローマ法時代から法的保護の対象となつた法概念であり、わが国の刑法においても明治時代からこれを明文文化してきた。

名誉毀損につき刑法は「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五〇万円以下の罰金に処する」(刑二二〇条)と規定する。この罪は、被害者の告訴がなければ公訴を提起することができない「親告罪」とされる(刑二二二条)。検察官が公訴して事実が明るみに出ることによりかえつて被害者の不利益になる場合があり、あるいは被害者が軽微で被害者の意思を無視してまで訴追する必要がない場合もあるからである。

名誉毀損罪の判例としては、「1」私行新聞報道名誉毀損事件がある。地方新聞の社主が「帰途を擁して深夜芸妓を殴る」と題して某医師の私行に渉る記事を執筆し新聞に掲載したため、該医師の名誉毀損の告訴により新聞社

主が有罪とされた事案で、新聞社主が、恥ずべき行為を繰り返す行動は「名誉権ノ存在ト相容レザルモノニシテ告訴人ハ名誉権ヲ放棄シ居タルモノ」として上告し無罪を主張したが、「名誉権ハ人格権ノ一種ニシテ人ノ人格ト終始シ之ト分離スルコトヲ得ザル権利ナレバ、性質上放棄シ得ベカラザルモノ」として上告を棄却した事例（大判昭和九年六月二十九日刑集一三卷九〇四頁）である。

(b) 秘密漏示罪の規定

秘密漏示について刑法は「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は一〇万円以下の罰金に処する。②宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同様とする」（刑一二三四条）と定めている。ここに、「医師」には歯科医師も含まれるが、獣医師は含まれないと解される。漏示（以前は「漏泄」とは、人の秘密の事項を第三者に告知することである。この罪も「親告罪」である（刑一二三五条）。

(イ) 秘密漏示の違法性の阻却 秘密漏示罪の規定によれば「正当な理由がないのに」漏示するのが違法なのであり、法令（結核二二条一項、感染症予防一二条等）による届出や本人の承諾・許可のある場合など正当な理由があるときは、違法性が阻却されるものと解されている。

この守秘義務は刑法や行政法など公法上の義務であるが、私法上も診療契約上の義務として診療の相手方である患者に対して守秘義務を負うものと解される。これに関しては、A大学歯学部 of 学生XがA大学医学部付属病院で受診中に、右病院の検査部長のB教授（医師）が右歯学部 of C教授に対して右学生 of HIV感染症に関する情報を

開示したことは医師の守秘義務違反に反し不法行為に当たると主張した事案で「C教授がB教授にXの病状を問い合わせたのは、歯学部におけるXの臨床実習をどのように実施するかの方策を立てる基礎資料とするため」《中略》C教授やB教授の前記認定に係る「HIV治療に係る検査結果などのXの健康状態や通院状況を把握することは、Xの学生生活を支えていく上で当然に必要なことである」という本件開示に関する動機は、極めて正当なものであった」と判示して、本件開示には正当な理由があり違法性はないとした事例（判例〔6〕）がある。

なお、患者が原告となって損害賠償請求権の発生を基礎づける主張事実の一部として自己の病名・症状を開示して医師に対して損害賠償を求めるときは、その診療録の開示に関しては医師の守秘義務違反の問題は生じない（福岡高判昭和五二・九・一七、判時八六九号三五頁）し、刑事事件の捜査に協力する等の正当な理由がある場合に、医療に関する情報を開示しても診療契約上の債務不履行にはならないものと解される。こうした考え方を前提として、本判決は、本件開示に至る動機について右の判決要旨のように論じたうえで、開示の相手方、開示情報の内容についても子細に検討し「B教授がC教授に対してした本件開示には、正当な理由があったといふべきであり、右開示行為には違法性ないし過失がなかった」と結論づけた。その判断は妥当といえよう。

（ロ）訴訟法上の証言拒否　訴訟法上人の秘密に関する証言を拒否できるか。刑事訴訟法は「医師、歯科医師、助産師、看護師、弁護士、弁理士、公証人、宗教の職にある者又はこれらの職に在った者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、証言を拒むことができる」と定める（刑訴一四九条）。ただし「本人が承諾した場合、証言の拒絶が被告人のためにのみする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は」証言拒否はできないとする（同条但書）。

（ハ）人の秘密の証言と証言拒否　右のように、訴訟法上、医師・弁護士等は業務上知り得た他人の秘密につい

て証言を拒む権利があるが、この拒否権を行使しないで他人の秘密について証言した場合はどうか、秘密漏示罪を構成するかが問題となる。多数説は秘密漏示罪を構成しないと解している。これに対して、証言をするか拒否するか全くの自由ではなく「秘密を漏示されないことの本人の利益」と「証言することの司法上の利益」との比較考量により後者の方が優越するときに限り違法性が阻却されるとする説もある⁽⁷⁾。これに関連する判例に、「2」弁護士真実黙秘事件がある。自動車事故の業務上過失致死事件の弁護を引受けた弁護士が、被告人は真犯人の身代わりであることを真犯人から打ち明けられたがそれを黙秘して結審させたことで、犯人隠避罪（刑一〇三条）に問われた事案で、職務上知り得た他人の秘密を漏示してはならない義務（刑一三四条）と公訴の不当なことを主張すべき義務との義務衝突であると主張したが、判決は「仮令弁護士タル業務上知り得タル秘密ヲ漏泄スル結果ヲ来スモ右事実ヲ申述シテ公訴ノ不当ナルコトヲ主張シ且之ヲ証明セザルベカラズ」として犯人隠避罪を構成すると判示した事例（大判昭和五年二月七日刑集九卷五一頁）である。

(c) 特別刑法の規定1——職種に基づく守秘義務

右の刑法所定の職種以外にも守秘義務が規定されている職種がある。

その第一は、医療職などの公益的職種である。保健師・看護師・准看護師については、保健師助産師看護師法に罰則規定がある。それは「正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。《職名略》でなくなった後においても、同様とする」（保助看四二条の二）と規定し、この「規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は一〇万円以下の罰金に処する」（保助看四四条の三第一項）と規定する。これも「親告罪」である（同条の三第二項）。診療放射線技師（二九条、三五条）、臨床検査技師・衛生検査技師（一九条、二三条）、理学療法士・作業療法士（一六条、二一条）、視能訓練士（一九条、二三条）、言語

聴覚士（四四条、五〇条）、臨床工学技士（四〇条、四七条）、義肢装具士（四〇条、四七条）、救急救命士（四七条、五四条）、歯科衛生士（一三条の五、一九条）、歯科技工士（二〇条の二、三一条）、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師（七条の二、一三条の七）、柔道整復師（一七条の二、二九条）などについても、各法律に罰則規定がある。これらの規定は、「正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。《職名略》でなくなった後においても、同様とする」と規定し、この「規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、五〇万円以下の罰金に処する」と規定する。これらも親告罪である。

その第二は、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士、弁理士等の公共的職種である。公認会計士（二七条、五二条）、税理士（三八条、六〇条）は「正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。《職名略》でなくなった後であっても同様とする」、これに違反した者は二年以下の懲役または罰金に処せられる。また、司法書士（二一条、二三条）、行政書士（二二条、二三条）、不動産鑑定士（三八条、五七条）、弁理士（二二条）などにも守秘義務が定められ、これに違反した者は六月以下の懲役または罰金に処せられる。これらは、不動産鑑定士を除き、いずれも親告罪である。

その第三は、公務員である。公務員は「職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後といえども同様とする」と定められ（国公一〇〇条、地公三四条も同旨）、この「規定に違反して秘密を漏らした者」は、「一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する」（国公一〇九条、地公六〇条も同旨）と規定する。調停委員や参与員も「正当な理由がなくその職務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六箇月以下の懲役又は二〇万円以下の罰金に処する」（家審二二条、民調三八条）と規定されている。

(d) 特別刑法の規定2——職務に基づく守秘義務

保健医療関係法のなかには、上記の職種に属する者であると否とにかかわらず、その職務の性質から、患者等のプライバシーを守るための守秘義務が明記されている。精神障害者、エイズ等感染症の患者、結核患者、原子爆弾被爆者などに関しては社会的偏見や差別が存在することから、患者にとつてはそれらに関する情報は他の疾患よりも他人に知られたくないものであることに鑑み、刑法の秘密漏示罪よりもその刑を加重しているのである。

その第一は、精神保健・福祉、感染症の予防・医療等である。①「精神病院の管理者、指定医、地方精神保健福祉審議会の委員若しくは臨時委員、精神医療審査会の委員若しくは精神保健福祉相談のため知事等が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたとき」「精神病院の職員が精神病院の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたとき」「(精神保健五二条)や、②「医師が、感染症の患者であるかどうかに関する健康診断又は当該感染症の治療に際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたとき」「職務上前項の秘密を知り得た他の公務員又は公務員であつた者が、正当な理由がなくその秘密を漏らしたとき」「(感染症予防六七条)は、「一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処する」(精神保健五三条、感染症予防六八条)と定める。

その第二は、結核の予防・医療、原子爆弾被爆者の保健・医療・福祉等である。③「結核予防法による健康診断、ツベルクリン反応検査、予防接種若しくは精密検査の実施の事務に従事した者又はその職にあつた者が、その実施又は職務執行に関して知得した医師の業務上の秘密又は個人の心身の欠陥その他の秘密を正当な理由なしに漏らしたとき」(結核予防六二条)、④「被爆者に対する健康診断、指導、相談事業の実施の事務に従事した者が、その職務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたとき」(原爆被爆者援護五三条)は、「一年以下の懲

役又は三〇万円以下の罰金に処する」(結核予防六二条、原爆被爆者援護五三条)と定める。

その第三は、不妊手術・人工妊娠中絶、臓器の移植・あっせん等である。⑤「不妊手術又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者は、職務上知り得た人の秘密を、故なく漏らしてはならない」(母体保護二七条)、⑥「臓器あっせん機関若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、業として行う臓器あっせんに関して職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない」(臓器移植一三条)。⑤の規定に違反した者は「六月以下の懲役又は三〇万円以下の罰金」(母体保護三三条)に、⑥の規定に違反した者は「五〇万円以下の罰金」(臓器移植二三条)に処する旨を規定する。

(e) 信書開封罪の規定

信書開封につき刑法は「正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた者は、一年以下の懲役又は二〇万円以下の罰金に処する」(刑一三三条)と規定する。これも親告罪である(刑一三五条)。信書開封の判例として、

〔3〕女中信書開封事件がある。女中が雇主方に配達された雇主の養子宛の郵便封書を故無く縫針で開封閲覧したため、受信者の養子が告訴した事案で、告訴権は発信人にあるのではないかと争われたが「封緘シタル信書が受信人ニヨリテ開披セラルル迄ハ該信書ノ秘密ニ対スル権利ハ発信人之ヲ有スベク、信書ガ受信人ニ到達シタル以後ニ於テハ受信人モ亦此ノ権利ヲ有スルモノ」として信書開封罪の成立を認めた事例(大判昭和十一年三月二四日刑集一五卷三〇七頁)である。

(2) 民法によるプライバシーの保護

名誉・プライバシーなどの人格権が侵害された場合には、民法の不法行為規定等により被侵害者に対する法的救済を求めることができる。その法的救済には、損害賠償(慰謝料支払)(民七〇九条・七一〇条)、原状回復(名

誉回復処分等」(民七二三三条)、侵害行為の差止請求(人格権、民保二三三条)などがある。判例も、小説『宴のあと』事件判決(判例〔4〕)において「プライバシー権は私生活をみだりに公開されないという法的保護ないし権利として理解されるからその侵害に対しては侵害行為の差止めや精神的苦痛による損害賠償請求ができる」としている。

(a) 損害賠償〔慰謝料支払〕による救済

名誉・プライバシー・肖像など、人格の自由と発展のために第三者の侵害から保護されるべき人格的諸利益は、「人格権」ともよばれる。これに関しては、民法は「他人ノ身体、自由又ハ名誉ヲ害シタル場合ト財産権ヲ侵害シタル場合トヲ問ハズ前条ノ規定ニ依リテ損害賠償ノ責ニ任ズル者ハ財産以外ノ損害ニ対シテモ其賠償ヲ為スコトヲ要ス」とする名文規定(民七一〇条)を設けている。これまで、わが国では、プライバシー権・肖像権などについても、名誉毀損の問題として論ぜられることが多かった。やがて、社会の進歩およびマスコミの発達にともない、それら諸利益の侵害の機会が著しく増大したことにより、それらの利益の内容および範囲を明確にしてそれぞれ独立して保護の対象とされるようになってきた。

この名誉毀損における名誉の意義について、判例は、「品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的名誉を指すものであって、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価、すなわち名誉感情は含まない」(最判昭和四五年二月一八日民集二四卷一三三号二一五一頁)ものと解し、学説もこれを認めてきた。しかし、今日では、プライバシー侵害による不法行為の成立が認められて、人の内心の平穏が保護されるに至ったからには、右の主観的な名誉感情についても、名誉毀損として、またはプライバシー侵害として保護されるべき時代にきているものといえよう。

さて、右の「財産以外ノ損害」には、自然人の精神的苦痛を損害とみる「精神的損害」と、精神的苦痛を感じない法人の名誉侵害等の「無形の損害」とが含まれる。精神的損害は、本来その性質からして金銭で評価することは困難であるが、その精神的苦痛を慰謝する意味で、あえて金銭をもって評価・算定して（慰謝料）、権利侵害の救済の一方方法としている。この慰謝料の本質および機能については議論があり、（イ）損害填補機能を重視する説、（ロ）民事的制裁的機能を重視する説、（ハ）満足的機能を重視する説、（ニ）損害賠償の補完的機能を重視する説などがある。いずれの機能にウエイトを置くべきかは、事案の類型によるものと考えることができる。

(b) 原状回復〔名誉回復処分等〕による救済

民法は、損害賠償の原則を採りつつも、例外的に名誉毀損について原状回復の方法も定めている。すなわち、名誉毀損の場合は、損害賠償に代え、または損害賠償とともに「名誉ヲ回復スルニ適當ナル処分」を命ずることができるとしている（民七二三条）。その方法としては、普通は、「謝罪広告」や「記事取消広告」を新聞等に掲載する方法がとられる（たとえば、判例〔15〕〔16〕など）。

しかし、判決で謝罪広告を命じるこの方法については、被告が信じていない是否善悪の判断を信じているのかのとき形で表白することを強制するもので、憲法一九条違反の疑いも指摘されている。たとえば、衆議院議員選挙の際に、候補者の一人であるYが元副知事Xに汚職の事実がある旨をラジオで放送したことにつき、その事実はないかかったとして判決が名誉毀損による謝罪広告を命じた事案で、陳謝の意を表する旨の広告を強制するのは憲法一九条（良心の自由）に反すると争った事例がある。最高裁は、謝罪広告を命じるこの方法は憲法違反とはならないと判示している（判例〔15〕）が、学説は、これを支持するものと批判するものとに分かれる。むしろ「謝罪広告」ではなく、裁判所が一定の事実を広告すべきであろう。

(c) 差止請求〔人格権侵害〕による救済

名誉・プライバシー・平穩な生活などの人格的利益ないし人格権の侵害に対する差止めについては、民法に明文規定がないため、その差止請求権を認めるべきか、認める場合にはその法理論構成をどうすべきかなど、議論がなされてきた。学説は、(イ)一定限度を超える侵害に対しては、人格権の侵害として妨害の排除ないし予防の請求権を認めることが可能であるとする説⁽⁸⁾、(ロ)権利侵害という構成にとられず広く違法行為に対する差止請求権を認める説⁽⁹⁾、(ハ)継続するプライバシー侵害行為の妨害排除請求は民法七二三条の類推により認めうるが、妨害予防請求は言論の自由を侵害するおそれがあるので認めえないとする説⁽¹⁰⁾などの諸説がみられる程度であった。

やがて、プライバシー侵害による慰謝料請求権をめぐる事件の傍論において侵害行為の差止請求権を肯定した、小説『宴のあと』事件判決(判例〔4〕)や、映画『エロス+虐殺』事件判決(判例〔17〕)などを契機として、活発に議論されるようになった。映画『エロス+虐殺』事件は、大杉栄と三人の女性の愛憎と破綻をテーマとした映画により、その女主人公のモデルとされるXが、名誉とプライバシーを著しく侵害されているとして、Y映画会社らに対しその上映禁止を求めた事例であるが、裁判所はその差止請求を却下している。

その後、『北方ジャーナル』事件判決(判例〔18〕)において、原告の人格を侮辱する記事の掲載された雑誌に対する名誉毀損の防止のための雑誌の印刷・製本・販売の禁止を求める仮処分申請について「事後的には回復しがたい重大な損害を受ける虞がある」とし仮処分申請を認める判決が出され、最高裁もこれを支持するに至った。

(6) 伊藤正己「プライバシーの権利の理論的基礎」戒能通孝・伊藤正己編『プライバシー研究』(日本評論

社、昭和三七年）参照。

(7) 江家義男『刑法各論』（青林書院、昭和三二年）二四三頁。団藤重光編『注釈刑法(3)』（有斐閣、昭和四〇年）二六四頁〔所一彦〕も参照。

(8) 加藤一郎『不法行為』（有斐閣、昭和三二年）二二四頁。

(9) 末川博『民法上の諸問題』（弘文堂、昭和一一年）三五二頁。

(10) 三島宗彦『人格権の保護』（有斐閣、昭和四〇年）三〇七頁。

四 プライバシー権侵害の主要判例

(一) プライバシー権侵害の損害賠償に関する判例

プライバシー権侵害は、アメリカのプロッサー教授によると、つぎのような四類型に分類される⁽¹⁾。第一に、私生活への侵入 (intrusion)、第二に、私的事実の公開 (public disclosure of private facts)、第三に、他人に誤った印象を与えること (false light in the public eye)、第四に、私的事物の営利的な利用 (appropriation) である。以下においては、これらも参考にしながら、わが国のプライバシー権侵害に関する主要な判例を数類型に区分してみよう。

(1) 私的事実の公開に関する事例

私的事実の公開に関する事例には、つぎのような判例がある。

〔4〕小説『宴のあと』事件（東京地判昭和三九年九月二八日下民集一五卷九号二三一七頁、判時三八五号一二頁） 三島由紀夫が、都知事選に落選し妻と離婚した元外務大臣有田八郎をモデルとし、小説「宴のあと」を新潮社から出版したが、その内容が夫婦喧嘩・妻の肉体に関する事など私生活を暴露するかのごとく書かれていてプライバシー侵害に当たるとして、原告は三島と新潮社に対し、謝罪広告と損害賠償を求め訴えを提起した。判決は「プライバシー権は私生活をみだりに公開されないという法的保護ないし権利として理解されるからその侵害に對しては侵害行為の差止めや精神的苦痛による損害賠償請求ができる」とし、その要件は、（イ）その内容が私生活上の事実またはそう受け取られるおそれのあること、（ロ）一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立つた場合公開を欲しないであろうと認められること、（ハ）一般の人々にいまだ知られていないことであるとした。本件では慰謝料（八〇万円）のみを認めた。

〔5〕『劇画作家』私生活公開事件（東京地判昭和四九年七月一五日判時七七七号六〇頁） 著名な劇画作家の私生活の公開記事が問題となった事案で、夫婦間の問題や子ども教育方針（スパルタ教育）などを取り上げたことがプライバシー侵害になるかが争われた事案で、判決は「著名人については、事項のいかんによってはプライバシーを放棄したと考えられる場合があり、またその社会的地位に照らし、私生活の一部が公の正当な関心の対象となる場合も考えられ、右のような場合にはプライバシーの侵害を主張し得ないものと解すべきであるが、本件記事の内容をなす特定夫婦間の問題、子供の教育方針等についての具体的な問題は元来当該家庭の機微に属し、他人がみだりに容喙することは差し控えなければならぬ性質のものであり、特に本件記事のごとき体裁、内容をもって理非をあげつらうかの如きことが容認される余地はない」と判示した。

〔6〕歯学生H-V感染開示損害賠償請求事件（東京地判平成一一年二月一七日判時一六九七号七三頁） 昭和

六二年四月に国Yの設置するA大学歯学部に入学生X（年齢不詳・男性）は、平成五年一二月二七日、HIV感染症検査のためA大学医学部附属病院（A病院）第三内科において受診し、平成六年一月一〇日、HIV感染症との確定診断を受け、A大学の歯学部長らに対しその事実を報告し学業継続の意思を伝えた。以後、右第三内科においてHIV感染症についての検査・投薬等の診療をうけていた。A病院の検査部長のB教授は、平成七年六月八日、A大学歯学部C教授から、XのHIV感染症に係る症状の問い合わせを受けた際、Xの承諾を受けることなく、カルテの記載に従って、Xの病状の説明をした（本件開示）。Xは平成八年六月にA大学歯学部を退学したが、B教授による本件開示により医療機関に対する不信を抱き、東京の医療機関に転院せざるを得ず、また、HIV感染症の患者の人権や教育が保障されることは困難であるとしてA大学を退学せざるを得なくなり、精神的損害を被ったとして、Yに対して、診療契約上の守秘義務違反等に基づく損害賠償（一〇〇〇万円）を求めて訴えを提起した。判決は、つぎのように論じて、B教授による本件開示には正当な理由があり違法性ないし過失はなかったとし、Xの請求を棄却した（控訴）。

「B教授は、歯学部が歯学部三教授を中心に、Xの学業継続及び卒業を支援していくために動いていること、そうした支援を、Xらが望んでいることを認識し、そして、HIV治療に係る検査結果などのXの健康状態や通院状況を把握することは、Xの学生生活を支えていく上で当然に必要なことであるし、また開示についてXも格別の異存がないものと考え、歯学部におけるXの支援体制の中心人物であるC教授に対し本件開示をすることとしたものであり、実際にも、C教授がB教授にXの病状を問い合わせたのは、歯学部におけるXの臨床実習をどのように実施するかの対策を立てる基礎資料とするためであった。……歯学部学生の臨床実習は歯学部附属病院において実際に患者に接して、検査や処置を行うものであり、また、実習内容には、抜歯、麻酔等といった観血的なものが含

まれている。そのため、Xが臨床実習を履修するのに伴う注意点として、まず、種々の感染症を持った実習患者からXへの感染を予防すること、及び、Xから実習患者に対するHIVの感染（二次感染）を予防することがある。また、前記認定のとおり、患者実習は、指導教官が実際に受け持っている患者を対象として、指導教官の指導監督の下で行われるため、Xが担当することになる患者や指導教官の理解を十分に得る必要がある。さらに、右のとおり、歯学部学生は、臨床実習では医療者として患者に接するので、体力的、精神的な負担も少なくない。……感染者が何時エイズを発症して、入院が必要となり、体力が急激に衰えるかということの予測が容易でなかったことからして、臨床実習中に右発症があり得るかどうかという可能性についても検討し、対処しておく必要があったとすべきである。

したがって、臨床実習を行う歯学部としては、Xが臨床実習に際して日和見感染を起こす可能性がないかどうか、実習患者や指導教官の理解を得られるかどうか、あるいはXが精神的・体力的に臨床実習を履修することができるかどうかなどを判断するために、Xの病状を把握する必要性があったというべきところ、本件開示の直前、歯学部では、Xの病状、とくに免疫機能の低下状況については一年以上前にB教授から説明を受けただけで、その後の推移は正確に把握していなかったものである。《中略》以上の各事情を総合すると、C教授やB教授の前記認定に係る『HIV治療に係る検査結果などのXの健康状態や通院状況を把握することは、Xの学生生活を支えていく上で当然に必要なことである』という本件開示に関する動機は、極めて正当なものであったと評価することができる」

また、本判決は、本件開示情報の秘密性についても、(a)XはHIV感染の事実を歯学部教授らに開示しており、それは歯学部教授内においては周知の事実となっていたこと、(b)Xは平成六年三月八日の会談の際にB教授がXの病状に関する情報を歯学部三教授に教示したことについて何ら格別の異議を述べていないこと、(c)開示内容は血糖

値、リンパ球、CD4とCD8の比という客観的データであり、カルテ記載に基づいて説明したので、相手に誤った認識を与える可能性は少なかったこと、(d)本件開示によれば、Xの病状は一年三か月前と比較してもほぼ横這いの状況にあり、右病状のデータがXのHIV感染を知っている者に知られても、Xに格別の不利益をもたらすものとはいえないことを認定し「HIV感染者の免疫機能の状態に関する情報は、それ自体、高度の秘密性を有するものではあるが、右の……事情の下においては、本件開示に係る情報は、少なくとも歯学部C教授との関係では、Xにおいて、およそ開示を欲しないという性質のものであったとは認められない」と結論づけた。

(2) 他人に誤った印象を与える報道に関する事例

〔7〕女優夫婦近く離婚の報道事件（東京地判平成五年九月二二日判タ八四三号二三四頁） 芸能情報を中心とする新聞が、有名女優につき「市毛良枝来春離婚」「許せない母への暴力」などの見出しで離婚近しの報道をしたことについて、その夫（弁護士）がこの新聞記事によりプライバシーを侵害され、名誉を毀損されたと、不法行為による慰謝料（一〇〇〇万円）および謝罪広告を求めた事案で、判決は「本件記事は、原告夫婦間に離婚の話し合いが進行し近く離婚すること、すでに別居同然になっていた原告夫婦の破局が決定的になったのは、良枝の母を巻き込んだ傷害絡みのトラブルがあったことによることを報じたものであるから、本件記事が一般に公開を欲しないプライバシーに属する事項を広く公表したものであることは明らかである。被告は、本件記事は原告の離婚の可能性を報じたものに過ぎない旨主張するが、本件記事がその見出し・本文を通じ、離婚を既定のことにように報道していることは否定し難い」「被告は、原告のプライバシーを侵害し、名誉を毀損する内容の本件記事を掲載した……ものであるから、民法七〇九条に基づき、原告に対して不法行為責任を負う」とし「被告に対して慰謝料として一〇〇万円の支払いとともに『許せない母への暴力と中見出しを付し、原告が市毛良枝さんの母親に暴力を振る

い、それがご夫婦の破局を決定的にしたとの部分は、事実ではありませんでした。ここに記事を取消し、原告にご迷惑をおかけしたことをお詫びします』との謝罪広告の掲載を命ずる」とした。

(3) 私生活への侵入に関する事例

私生活への物理的侵入に関しては、私宅が対象となることに異論はないが、病院や公共の場所も対象となるかが問題となる。病院内については「完全な私生活が保証されてしかるべき私宅と同様に考えるべきである」とする判例（判例〔16〕）があり、公共の場所に関しては、街頭防犯用の目的でホテル前に設置した警察の監視用テレビカメラにつき「プライバシーの利益を侵害する」ものだとしてその撤去請求を認めた判例（判例〔20〕）がある。

覗き見の違法性に関する判例として、つぎのような事例がある。

〔8〕『噂の女性』肖像権侵害事件（東京地判平成元年六月二三日判時二二一九号二二二頁、東京高判平成二年七月二四日判時一三五六号九〇頁） 週刊誌記者が井上ひさしの将来の再婚相手と取り沙汰されていた女性の居室に赴き、気づかれないように扉の外側から背伸びをしてダイニングキッチン内の女性を撮影し、承諾なしに週刊誌に掲載した事案につき、判決は「居室内における容貌・姿態を第三者が無断で写真撮影し、広く公表することは、被撮影者に一層大きな精神的苦痛を与えるものであり、不法行為を構成する」とし、本件の場合も「その撮影及び掲載はともに原告の人格的利益を侵害する行為」であり、原告の肖像は井上ひさしの社会的、文学的活動、これらについての評論とは関わりがなく、しかも本件撮影は「夕刻、戸外から扉越しに原告の居室内をひそかにのぞき見るような形態で行われているのであって、常軌を逸したものである」というほかなく、違法性阻却の余地はない」と判示し、一〇〇万円の慰謝料支払を命じた。二審判決も原審を支持した。

警察官や国税調査官の権限行使による私生活への進入のプライバシー侵害の例としては、つぎの判例がある。

〔9〕 捜査差押範囲逸脱プライバシー侵害事件（東京地判平成四年七月二七日判タ八二三号一五三頁、東京高判平成五年四月一四日判タ八五九号一六〇頁） 警察官が捜査差押令状実施に際して検証のため被疑者以外の者の所持品・住居内部等の写真撮影をしたのに対し、その者がプライバシー侵害を主張し国家賠償を請求した事案につき「一般に、他人の目に触れない住居の内部や所持品等の情報について、人はそれをみだりに他人の目にさらされない利益を有していると考えることができ、その利益はプライバシーとして法的保護に値する」とし、被疑事件の押収物でなく押収場所にあったものでもない物を撮影した行為は、捜査差押の付随処分に該当せず「捜査差し押さえ許可令状によって実施することが許される範囲を超えた違法な行為であり、これにより原告のプライバシーを侵害した」と判示して、国家賠償請求を認容した。

盗聴の違法性に関する判例としては、つぎのような事例がある。

〔10〕 共産党幹部宅電話盗聴事件（東京地判平成六年九月六日判時一五〇四号四〇頁、東京高判平成九年六月二六日判時一六一七号三五頁） 県警察官による共産党幹部宅の電話盗聴行為につき県・国・警察官の責任が問われた事件で、東京高裁は「本件盗聴は、憲法上保障されている重大な人権である通信の秘密を始め、プライバシーの権利、政治活動の自由等が警察官による電話の盗聴という違法行為によって侵害されたものである点で極めて重大であり」、電話盗聴は「その性質上、盗聴されている側においては、盗聴されていることが認識されず、したがって、盗聴された通話の内容や、盗聴されたことによる被害を具体的に把握し、特定することが極めて困難であるから、それ故に、誰との、何時、いかなる内容の通話が盗聴されたかを知ることができない被害者にとって、その精神的苦痛は甚大である」とし県と国に国家賠償を命じた。

(4) 私的事物の営利的な利用に関する判例

〔11〕『ジャーニーズ追っかけマップ』事件（東京地判平成九年六月二三日判時一六一八号九七頁） 人気タレントの自宅住所や電話番号等を記載した情報誌とその原稿の出版・販売等の差止請求の事案について、判決は、出版社の営利目的の表現・出版の自由よりも、タレント側の人格的保護（私生活の平穩を享受するという人格的利益の保護）が優先するとして、請求を認容した。

(5) 自己情報コントロール権に関する判例

〔12〕在日台湾人身上調査票訂正事件（東京地判昭和五九年一〇月三〇日判時一一三七号二九頁、東京高判昭和六三年三月二四日判時一二六八号一五頁） 台湾出身のXは、昭和一九年当時海南島において特別陸戦隊警察隊の情報班長として任務に従事し、昭和二〇年九月服務規律所定の離隊手続を経ずに、中隊長の許可だけで部隊を離脱したところ、昭和三二年に厚生省は台湾籍民身上調査票に「二〇年九月二七日逃亡」と記載した。昭和五六年、Xは厚生省に対して身上調査票の「逃亡」の記載の抹消を求めたが拒否されたので、国の拒否は違法であるとして慰謝料・謝罪広告および記載抹消を請求した。判決は「個人情報に当該個人の前科前歴、病歴、信用状態等の極めて重大なる事項に関するものであり、かつ、右情報が明らかに事実を反するものと認められ、しかもこれを放置することによりそれが第三者に提供されることなどを通じて当該個人が社会生活上不利益ないし損害を被る高度の蓋然性が認められる場合には、自己に関する重大な事項についての誤った情報を他人が保有することから生じうべき不利益ないし損害を予め回避するため、当該個人から右個人情報保有者に対して、人格権に基づき右個人情報中の事実と反する部分の抹消ないし訂正を請求しうるものと解する」としたが、「Xは中隊長の許可を得ただけで服務規律所定の手続により適法に離隊したものではないので、国の前記行為に違法はなく、慰謝料・謝罪広告は認められ

ない。また、右身上調査票の逃亡の記載は明らかに事実を反するものとは認められず、その抹消請求は認められない」とした。Xは控訴したが、棄却された。

(6) 黙示の契約によるプライバシー保護に関する判例

〔13〕カウンセラー守秘義務違反事件（東京地判平成七年六月二二日判時一五五〇号四〇頁） Y₁とY₂は女性の悩み事相談の仕事をしていたが、昭和五八年、XがY₁と一六回面接して家族関係や対人関係について相談したところ、後にその相談内容がY₂編集Y₃社出版の書籍に掲載された。Xは昭和六二年にそれを知って精神的苦痛を受け、平成四年、主位的に、Y₁ないしY₃に対し共同不法行為に基づく損害賠償、予備的に、Y₁とY₂に対し債務不履行に基づく損害賠償を請求した。Y₁らは、本件文章はY₁がXとの面接をヒントに悩みをもつ女性像を抽象化して記述したもので、Xを記述したものではないと反論し、消滅時効の抗弁も主張した。判決は、主位的請求については消滅時効の成立を認め、予備的請求については「XとY₁の間には、医師と患者との間の治療契約に類似した、いわば心理治療契約ともいふべき契約が締結されたものと認められる。その契約の性質上、面接においては、相談者の他人に知られたくない私的事柄や心理状況等が話されることが通常であるから、カウンセラーは、契約上当然に、相談者に対して守秘義務を負う」と解したうえ、「Y₁は、Xとの面接中に知ったXについての私的事柄や心理状況をほぼそのまま本件文章において記述したものと認められ、Xを知る者にとっては、記述されている人物がXであると容易に知り得るといえる」からY₁には契約上の債務不履行責任があるとして、六〇万円の損害賠償（慰謝料五〇万円、弁護士費用一〇万円）の支払いを命じた。

(7) インターネットにおけるプライバシー侵害に関する判例

インターネットにおいて取り扱われる個人情報も「他人に知られたくない私生活上の事実、情報の公開」に当た

れば、プライバシー権として保護の対象となる。つぎのような事例がある。

〔14〕 ネットワーク掲示プライバシー侵害事件（神戸地判平成十一年六月二三日判時一七〇〇号九九頁） パソコン通信ネットワーク上の掲示板に、被告が、原告眼科医の氏名・職業・診療所の住所・電話番号を無断で掲載したところ、原告は、無言電話や悪戯電話により、その騒音と精神的圧迫から体調を崩し一時診療を中止せざるを得なかったとして、被告に対して、営業損害・治療費・慰謝料を請求した事案で、判決は、右情報は電話帳等に公開されているもので「純粋な私生活上の事柄であるとはいい難い面がある」けれども、業務目的のため限定的に公開しているであつて「右公開目的と関係のない範囲まで知られたくないと欲することは決して不合理なことではなく、それもやはり保護されるべき利益である。そして、このように自己に関する情報をコントロールすることは、プライバシーの権利の基本的属性として、これに含まれるものと解される」と判示し、本件掲示は原告のプライバシーを侵害するものであるとして、被告に対し、治療費二三八〇円、慰謝料二〇万円の支払いを命じた。

（二） プライバシー権侵害の原状回復に関する判例

〔15〕 名誉毀損の謝罪広告事件（最判昭和三十一年七月四日判時八〇号三頁） 昭和二十七年の衆議院総選挙に立候補したYは、選挙運動中にラジオや新聞を通じて元副知事Xが在職中に汚職をしたと公表した。そこでXは、虚偽の報道により名誉を毀損されたとして謝罪状の掲載と放送を求める訴えを提起した。一・二審ともYに対し『右放送および記事は真実に相違しており、貴下の名誉を傷つけ御迷惑をおかけしました。ここに陳謝の意を表します』との謝罪広告をY名義で掲載することを命じた。Yは、自己の全然意図しない言説を自らの名で新聞に掲載するこ

とを強制することは憲法一九条（良心の自由）に違反すると上告したが、最高裁は「この種の謝罪広告を新聞紙に掲載すべきことを命ずる原判決は、Yに屈辱的もしくは苦役的労苦を科し、またはYの有する倫理的な意思、良心の自由を侵害することを要求するものとは解せられない」として、その違憲性を否定し、上告を棄却した。

〔16〕入院患者肖像権侵害事件（東京地判平成二年五月二二日判時一三五七号九三頁） 写真週刊誌が消費者金融業者の病院廊下での車椅子姿を撮影して写真を掲載したことが肖像権およびプライバシー侵害として謝罪広告掲載および慰謝料支払が認められた。判決は「何人も自己の容貌や姿態を無断で撮影され、公表されない権利、すなわち肖像権を有しており、また入院中の姿態は同時にその者のプライバシーといえる」と述べるとともに、病院は公共の場所であると同時に「病院の中は、患者が医師に身体を預け、秘密ないしプライバシーの細部まで晒して、その診療を受ける場所である」「病院外の者を含めてすべての関係者の間で、廊下を通行する者が病院の診療を妨げず、患者のプライバシーを侵害し合わないとの了解が成立している」とし、「病院内は、完全な私生活が保証されてしかるべき私宅と同様に考えるべきである」として、そこでのプライバシー保護の必要性を説いている。

（三）プライバシー権侵害行為の差止に関する判例

〔17〕『エロス十虐殺』事件（東京高決昭和四五年四月二三日判時五八七号三頁） 無政府主義者大杉栄をめぐる三人の女性の愛憎と葛藤と破綻を素材とした著作物を基礎に、映画「エロス十虐殺」が製作された。この映画には寝室を覗き見したような描写があり、上記女性の一人が嫉妬に狂って大杉を刺す場面が強調的に描かれ、大杉に対し打算的言辞を弄し恋愛関係における敗北者として描出されていたため、その女性は上映禁止の仮処分を申請し

た。原審は、「高度のプライバシー侵害があるとは断言できない」と申請を却下した。抗告審も「現在抗告人に、本件映画の公開上映を差し止めなければならない程度にさしせまった、しかも回復不可能な重大な損害が生じているものと認めることはできない」として却下した。

〔18〕『北方ジャーナル』事件（最大判昭和六一年六月一日判時一一九四号三頁） 元旭川市長のXは、昭和五四年の北海道知事選に立候補の予定でいたところ、Y雑誌『北方ジャーナル』が同年二月発売予定で準備中の同誌の『ある権力者の誘惑』の記事に「Xのようなゴキブリ共」「言葉の魔術者であり、インチキ製品を叩き売っている」などXの人格を侮辱しているのを知り、名誉毀損の予防のため、本件雑誌の印刷・製本・販売の禁止を求め仮処分申請をした。一・二審とも申請を認めたので、Yは本件仮処分は憲法二一条（表現の自由・検閲の禁止）違反であると上告したが、最高裁は「人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため侵害行為の差止めを求めることができる」と論述したうえ、本件侵害行為は「ことさらに下品で侮辱的な言辞による人身攻撃等を多分に含み、到底それが専ら公益を図る目的のために作成されたということとはできず、かつ、真実性に欠け……本件雑誌発行により事後的には回復しがたい重大な損害を受ける虞があった……本件仮処分に違憲の廉（かど）はない」として上告を棄却した。

私生活の平穩の侵害に関する判例には、つぎのような事例がある。そのほか『ジャニーズ追っかけマップ』事件（東京地判平成九年六月二三日判時一六一八号九七頁）や『ジャニーズ追っかけマップスペシャル』事件（東京地判平成一〇年一月三〇日判タ九五五号二九〇頁）についても、ほぼ同様な判決をしている。

〔19〕車内商業宣伝放送差止請求事件（最判昭和六三年一月二〇日判時一三〇二号九四頁） 大阪市交通局は累積赤字増大の下で車内放送自動化に伴う放送設備費用および維持管理費を捻出するため、昭和五一年四月市営地

下鉄の車内放送の中で企業等の商業宣伝放送を実施していたところ、通勤のためこの電車を利用するXが右商業宣伝放送は乗客に聞きたくない音の聴取を強制するもので乗客の人格権を侵害し、また旅客運送契約に基づく快適輸送義務に違背する旨主張して、右放送の差止と損害賠償とを請求した事案がある。判決は「列車内における本件商業宣伝放送を違法ということはできない」として、この請求を棄却したが、伊藤正己裁判官の補足意見は「原判決の説示によれば、人は、法律の規定をまつまでもなく、日常生活において見たくないものを見ず、聞きたくないものを聞かない自由を本来有しているとされる。私は、個人が他者から自己の欲しない刺激によって心の静穏を乱されない利益を有しており、これを広い意味でのプライバシーと呼ぶことができると考えており、聞きたくない音を聞かされることは、このような心の静穏を侵害することになると考えている。このような利益が法的に保護を受ける利益としてどの程度に強固なものかについては問題があるとしても、現代社会においてそれを法的な利益とみることを妨げないのである」「人は通常その交通機関を利用せざるをえないのであり……比喩的表現であるが、その者は『とらわれ』た状態におかれているといえよう。そこで車内放送が行われるときには、その音は必然的に乗客の耳に達するのであり、それが乗客にとって聞きたくない音量や内容のものであってもこれから逃れることができず、せいぜいその者にとってできるだけそれを聞かないよう努力することが残されているにすぎない。したがって、實際上このような『とらわれの聞き手』にとってその音を聞くことが強制されていると考えよう。……このような聞き手の状況はプライバシーの利益との調整を考える場合に考慮される一つの要素となるというべきであり、本件の放送が一般の公共の場所においてプライバシーの侵害に当たらないとしても、それが本件のような『とらわれの聞き手』に対しては異なる評価をうけることもありうる」としたが、しかし、本件程度の内容の商業宣伝放送であればXにとって受忍の範囲をこえたプライバシーの侵害であるということとはできないと論述している。

〔20〕街頭防犯用カメラ撤去請求事件（大阪地判平成六年四月二七日判時一五一五号一一六頁） 警察署が街頭防犯用の目的でホテル前に設置した監視用テレビカメラにつき、プライバシーの利益を侵害するものであるとしてその撤去を求めた事案について「公共の場所にいるという一事によってプライバシーの利益が全く失われると解するのは相当でなく、もとより当該個人が一切のプライバシーの利益を放棄しているとみなすこともできない。したがって、監視の態様や程度の如何によってはなおプライバシーの利益を侵害するおそれがあるというべきである」とし、「労働運動の拠点である解放会館を警察により継続的に監視されることは、その活動内容、人的交流などのすべてを把握されるおそれがあり、その行動の自由を制約されるだけでなく、そこに出入りする者の行動にも影響を与え、その結果、原告及びその所属する労働組合の活動に事実上の支障を生じさせるなどの不利益を及ぼすおそれが高く、結社の自由や団結権に深刻な影響を与えるだけでなく、原告のプライバシーの利益をも侵害する」とし、現在監視体制を継続する正当な理由もないから、右テレビカメラの撤去を求める請求には理由があるとした。

〔21〕追っかけマップ出版差止請求事件（神戸地判平成九年二月一二日判時一六〇四号一二七頁） 『タカラヅカおっかけマップ』について、宝塚歌劇団がプライバシーの権利を侵害するなどの理由により出版差止めを請求した事案で、裁判所は「有名スターないしタレントといえども、平穩に私生活を送るうえでみだりに個人としての住居情報を他人によって公表されない利益を有し、この利益はプライバシーの利益の一環として法的保護を与えられるべきものである」として、出版差止めを認めた。

〔22〕『石に泳ぐ魚』出版差止請求事件（東京地判平成一二年六月二二日判時一六九一号九一頁、東京高判平成一三年二月一五日判時一七四一号六八頁、最判平成一四年九月二四日） 芥川賞作家柳美里の小説『石に泳ぐ魚』の登場人物のモデルにされた在日韓国女性が、顔面の腫瘍や父親が韓国においてスパイ容疑で逮捕された事実等

を小説中で暴露されたのが同人のプライバシー侵害となるとして損害賠償、謝罪広告、公表・出版の差止めを請求した事案で、一審判決はプライバシー侵害を認めて損害賠償と出版その他一切の方法による公表の差止めを命じた。二審判決は、出版された場合に女性が受ける不利益と、差止めた場合に著者が受ける不利益とを比較し、前者が後者を上回ると判断して、出版差止めと一三〇万円の損害賠償を命じた。最高裁はこの判断を是認したうえで「公共の利益にかかわらない女性のプライバシーを小説で公表することによって、公的立場にない女性の名誉、プライバシー、名誉感情を侵害した」と認定し「出版されれば、女性に回復困難な損害を与える恐れがある」と論じ原審を支持した。

(11) William L. Prosser, *Privacy* (1960) 48 *Calif.Law Rev.* 383. 伊藤正「『プライバシーの権利』」(岩波書店、昭和三八年) 七九頁参照。

五 最近の人権立法の動向

(一) 児童の尊厳と権利に関する立法

(1) 児童権利条約 (平成六年)

「児童の権利に関する条約」は『児童権利宣言』(一九五九年国連総会)の「児童は身体的および精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護および世話を必要とする」旨の宣言に遵

い、児童が、その人格の完全かつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情および理解のある雰囲気の中で成長できるように、そのため十分な準備が整えられるべきであるとの理念のもとに制定された条約（一九八九年国連総会）であり、わが国は平成六年（一九九四年）五月にこれを批准した。（a）児童に関するすべての措置は「児童の最善の利益」を考慮してなされるべきこと、（b）児童の表現の自由、思想・良心・宗教の自由は尊重されるべきこと、（c）児童の私生活、家族、住居もしくは通信が恣意的にもしくは不法に干渉されまたは名誉および信用を不法に攻撃されないこと、（d）あらゆる形態の暴力や虐待から保護されるべきこと、（e）あらゆる形態の性的搾取および性的虐待から保護されるべきこと、その他が定められている。

(2) 児童買春・ポルノ禁止法（平成十一年）

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護に関する法律」（平成十一年五月二六日）は、児童に対する性的搾取および性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利の擁護に資することを目的として制定された。禁止されるのは、（a）児童買春、（b）児童買春周旋、（c）児童買春勧誘、（d）児童ポルノ頒布等、（e）児童買春目的の人身売買等である。その罰則は、懲役（一〇年以下、三年以下）、罰金（五〇〇万円以下～一〇〇万円以下）である。

(3) 児童虐待防止法（平成十二年）

「児童虐待の防止に関する法律」（平成十二年五月二四日）は、児童虐待が児童の心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国および地方公共団体の責務、虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進する

ことを目的として制定された。児童虐待とは、保護者がその監護する児童に対し、暴行、わいせつな行為、減食、長時間の放置、心理的外傷などをすることである。(a)学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士等は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めるべき努力義務があること、(b)児童虐待を発見した者は速やかに児童福祉法二五条により児童相談所に通告すべきこと、(c)児童虐待をした保護者は児童福祉法二七条の指導（児童福祉司、社会福祉主事、児童家庭支援センターの職員等による指導）を受けるべきことなどを定めている。

(二) 男女の尊厳と平等に関する立法

(1) 男女共同参画社会基本法（平成十一年）

「男女共同参画社会基本法」（平成十一年六月二三日）は、日本国憲法が掲げる「個人の尊厳と両性の平等」の実現にはなお一層の努力を要する状況にかんがみ、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、二一世紀の最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進を図ることを目的として制定された。(a) 男女共同参画社会の形成を阻害する性別による固定的役割分担に基づく慣行の中立化、(b) 政策等の立案・決定への共同参画、(c) 家庭生活における活動と他の活動の両立、(d) 国際的協調、(e) 法制上の措置等について定めている。

(2) ストーカー規制法（平成十二年）

「ストーカー行為等の規制に関する法律」（平成十二年五月二四日）は、ストーカー行為等について必要な規制

を行い、その相手方に対する援助の措置等を定めて、個人の身体、自由および名誉に対する危害の発生を防止することを目的として制定された。ストーカー行為とは、同一の者に対してつきまとい等を反復してすることであり、つきまとい等とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者またはその配偶者、直系もしくは同居の親族その他密接な関係を有する者に対し、①つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり、住居、勤務先、学校等で見張り、または押しかけること、②その行動を監視していると思わせるような事項を告げること、③面会、交際その他を行うことを要求すること、④著しく粗野または乱暴な言動をすること、⑤無言電話をかけ、連続して電話またはファクシミリで送信すること、⑥汚物・動物死体等を送付すること、⑦名誉を害する事項を告げること、⑧性的羞恥心を害する事項を告げ、性的羞恥心を害する文書・図画等を送付したりすることである。これに対して、(a)警察本部長等による警告、(b)公安委員会による禁止命令、(c)警察本部長等による反復行為禁止の仮の命令、(d)警察本部長等による被害防止の援助、(e)ストーカー行為をした者に対する罰則（一年以下の懲役、一〇〇万円以下の罰金等）を定めている。

(3) DV防止法（平成一三年）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成一三年四月一三日）は、配偶者からの暴力も犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が十分に行われてこなかった状況にかんがみて、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者（内縁の配偶者も含む）からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることを目的として制定された。(a)配偶者暴力相談支援センター（都道府県の設置する婦人相談所等）その機能を果たさせる）、(b)配偶者からの暴力の発見者による通報努力義務、(c)警察官による暴力の制止、被害者の保護、(d)裁判所の保護命令（被害者が配偶者からの更なる暴力により生命または身体に重大な危害を受けるおそれが

大きいときは、その危害防止のため、当該配偶者に対し「六か月間、被害者の住居その他の場所において被害者の身辺につきまとうことを禁止すること」「二週間、被害者と共に生活の本拠として居る住居から退去すること」などについて定めている。

(三) 生活者の利益保護に関する立法

(1) 任意後見契約法（平成十一年）

「任意後見契約に関する法律」（平成十一年二月八日）は、判断能力のあるうちに自己の生活、療養看護、財産管理に関して後見人を決めておき、判断能力が不十分な状況になったときに家庭裁判所で任意後見監督人を選任してもらうことで効力が生ずる任意後見契約制度を設けることを目的として制定された。任意後見契約とは、委任者が受任者に対し、精神上の障害により判断能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護、財産管理に関する事務を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であって、家庭裁判所により任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定めのある契約をいう。(a)任意後見契約の方式（公正証書によること）、(b)任意後見監督人の選任（判断能力が不十分な状況にあるとき、本人、配偶者、四親等内の親族または任意後見受任者の請求により家庭裁判所が選任する）、(c)任意後見監督人の欠格事由、(d)本人意思の尊重、(e)任意後見監督人の職務などについて定める。

(2) 消費者契約法（平成十二年）

「消費者契約法」（平成十二年五月二日）は、消費者と事業者との間の情報の質および量ならびに交渉力の格

差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し困惑した場合に、契約の申込みや承諾の意思表示を取り消すことができることとし、事業者の損害賠償責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することになる条項を無効とすることにより、消費者の利益の擁護を図ることを目的として制定された。(a)事業者および消費者の努力義務（事業者は消費者に必要な情報を提供し契約内容が明確かつ平易なものになるよう配慮し、消費者は契約内容を理解するよう努める）、(b)消費契約の申込みまたはその承諾の意思表示の取消し（消費者は、事業者が重要事項につき事実と異なることを告げ、将来の不確実な事項につき断定的な判断を提供したことにより、誤認しそれによって契約の申込みをしたときは、これを取り消しうる）、(c)取消権の行使期間（右取消権は、追認可能の時から六か月間行使しないときや契約締結の時から五年間を経過したときは、時効消滅する）、(d)事業者の損害賠償責任を免除する条項の無効、(e)消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項の無効、(f)消費者の利益を一方的に害する条項の無効などについて定めている。

(3) 個人情報保護法案

まず、平成一二年九月に「個人情報保護基本法大綱素案」が発表され、ついで、平成一三年三月に「個人情報の保護に関する法律案」として国会提出を閣議決定された。

この法案は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大したことにかんがみて、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。(a)その基本原則として、①利用目的による制限、②適正な取得、③正確性の確保、④安全性の確保、⑤透明性の確保を規定する。(b)個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的を特定し、不正手段で取得してはならず、漏示防止など安全管理を講じ、本人の同意なしに第三者に提供せず、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止をする、(c)主務大臣は、必要な助言をし、違反行為中止

を勧告し、個人の権利利益の侵害に対して措置を命令できるが、表現・学問の自由、信教の自由、政治活動の自由を妨げてはならない、(d)適用除外は、①放送機関・新聞社・通信社等による報道目的、②大学等の研究機関・団体・研究者による学術研究目的、③宗教団体による宗教活動目的、政治団体による政治活動目的で取り扱う場合とする、などを規定する。

この法案に対しては、①一人ひとりの個人に自己に関する個人情報管理する権利があることを明記すべきである、②すべての者に対し利用目的による制限、情報の適正な取得、透明性の確保を要求するのは表現・報道の自由への侵害となる、③行政機関が不正な取り扱いをしても罰則がない、④住民基本台帳ネットワークに対応した個人情報保護法制が不備であるなどの批判がある。